

改正

平成20年1月18日告示第5号

平成20年3月31日告示第64号

平成23年3月31日告示第41号

平成28年3月31日告示第42号

庄原市出前トーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が構成する団体からの要請に基づき、集会、学習会等（以下「集会等」という。）に市職員を派遣し、職員の専門知識を生かした説明、懇談等（以下「出前トーク」という。）を行うことにより、市民の市政に対する理解を深め、まちづくりへの意識啓発を図るとともに、市民の要望及び意見を幅広く市政に反映させ、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(事務の所管)

第2条 出前トークに関する総括及び受付事務は、総務部行政管理課が行い、派遣及び説明等に関する事務は、それぞれの担当の課、室、局、または所（以下「担当課」という。）が行う。

(対象団体)

第3条 出前トークの対象団体は、市内に在住し又は通勤し若しくは通学する市民等で構成された団体（以下「団体」という。）で、その構成員を対象とした集会等を開催する団体とする。

(内容)

第4条 出前トークの内容は、原則として別に定める出前トークメニューによる。

(開催方法)

第5条 出前トークは、次のとおり実施するものとする。

(1) 参加者は、おおむね10人以上とする。

(2) 時間は、午前9時から午後9時までの1回当たり2時間以内とする。

(3) 説明員は、市の職員とする。

(4) 開催場所は、市内に限るものとし、施設等の利用については、団体の責任において行うものとする。

(申込み)

第 6 条 出前トークを申し込もうとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、開催希望日のおおむね 2 週間前までに、出前トーク申込書（様式第 1 号）を市長に提出する。

2 前項の規定による申込書の提出は、電話等で必要事項を通知することで代えることができる。

3 前 2 項の規定による申込みを行った代表者が、日時、場所、内容等の申込み事項を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、速やかに市長に届けなければならない。

（決定等）

第 7 条 前条の規定による申込みがあったときは、総務部行政管理課は担当課と開催についての調整を行い、可否を決定する。

2 前項の規定による可否の決定を行ったときは、出前トーク決定通知書（様式第 2 号の 1 又は様式第 2 号の 2）により申込み代表者に通知する。

（制限）

第 8 条 集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、申込みを承諾しない。

（1）公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2）政治、宗教又は営利を目的とするおそれがあるとき。

（3）出前トークの目的に反すると認められるとき。

（4）その他市長が特に必要と認めるとき。

（報告書の提出）

第 9 条 出前トークの実施後は、担当課で速やかに出前トーク実施結果報告書（様式第 3 号）を作成し、総務部行政管理課へ提出しなければならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 18 日 告示 第 5 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 告示 第 64 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日 告示 第 41 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 告示 第 42 号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式（省略）